

# 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 一覧<1>

北海道・東北-1

平成22年8月23日現在

北海道	平成22年度申請期間	平成23年2月28日まで
	対象者 事業場	札幌市を除く全域
	対象機器	昭和46年(1971年)から平成14年(2002年)の間に製造された電気機器等 (蛍光灯安定器及び柱上トランスを除く)
	補助率 補助額	対象電気機器1台あたり絶縁油のPCB濃度分析費用の1/2(試料採取手数料、郵送料などは除く)。1台あたり、15,000円を上限とする
	問合せ 窓口	環境生活部環境局循環型社会推進課 電話 011-204-5199(直通)
青森県	平成22年度申請期間	
	対象者 事業場	県内で微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器を保有する事業者
	対象機器	トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、 遮断器、整流器、開閉器、中性点接地抵抗器等
	補助率 補助額	PCB分析費用(試料採取及び運搬に係る費用を含む)の1/2 ただし、電気機器1台につき20,000円を上限とする
	問合せ 窓口	環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策グループ 電話 017-734-9248
岩手県	平成22年度申請期間	
	対象者 事業場	県内にPCBに汚染されているおそれがある電気機器を設置している事業者であって、予め、県に当該機器の設置について報告し、県の指導を受けながら、当該機器について汚染の有無の判別調査を行った方
	対象機器	変圧器(トランス)、コンデンサ、リアクトル、計器用変成器、油遮断器、整流器、パルス変調器、 空気遮断用分圧コンデンサ、直流高圧発生器、誘導電圧調整器、油入開閉装置、OFケーブル
	補助率 補助額	検体採取及び分析に要した経費の1/2 機器1台あたりの上限を15,000円とする
	問合せ 窓口	環境生活部資源循環推進課(PCB廃棄物担当) 電話 019-629-5368
山形県	平成22年度申請期間	平成22年5月1日～平成23年2月28日
	対象者 事業場	県内で補助対象機器を保有する下記の事業者 (1)民間事業者(2)個人
	対象機器	微量のPCBに汚染されている可能性のある保管中又は使用中の変圧器やコンデンサ等の電気機器等 ただし、絶縁油として高濃度のPCBを使用した電気機器を除く
	補助率 補助額	PCB濃度の検査費用(試料採取費用を含む)の1/2 1台の補助対象機器につき2,500円
	問合せ 窓口	生活環境部循環型社会推進課廃棄物対策担当 電話 023-630-2236
福島県	平成22年度申請期間	補助を受けようとする年度の4月1日から1月末日まで
	対象者 事業場	福島県内の事業場において、微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器等を保管又は使用している個人、法人事業者、市町村
	対象機器	
	補助率 補助額	PCB濃度の分析費用、試料採取費用の1/2以内 1台(検体)あたりの上限額は15,000円
	問合せ 窓口	福島県生活環境部産業廃棄物課 電話 024-521-7264